

# 平成 20 年度健全化判断比率及び 資金不足比率に関する再審査意見書

## 第 1 審査の期間

自 平成 21 年 9 月 3 日  
至 平成 21 年 9 月 4 日

## 第 2 審査の対象

平成 20 年度将来負担比率

## 第 3 審査の手続

市長から提出された健全化判断比率は既に審査を行った。

今回、市長より再提出がされ再審査を行うが、原因となった公営企業債等繰入見込額の数値の変更については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の 3 つの比率に影響がないことから、将来負担比率のみを再審査とした。

なお、再審査にあたっては、将来負担比率の算定の基礎となった書類をもとに、関係法令に準拠して作成されているか、計数等に誤りがないかを照合、確認するとともに、関係職員から説明聴取を行い、審査手続を実施した。

## 第 4 審査の結果

再審査に付された将来負担比率は、それらの算定の基礎となった書類に基づき、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

### 1 将来負担比率

(単位：%)

	平成 20 年度	早期健全化基準
将来負担比率	85.5	350.0

(注) 1 早期健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

なお、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は 350.0% であるが、将来負担比率は 85.5% であり、基準を下回り健全な範囲内といえる。